

事務連絡
令和3年6月28日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

抗原簡易キットの販売先について

「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月25日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）別添「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」（以下「実施手順」という。）において、事業所内に診療所が所在せず、職場で検査を実施する場合に、検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下で、適切な感染防護を行いながら検査を実施する手順が示されたところです。

今般、卸売販売業者が事業者に対して検査に必要な抗原簡易キットを販売することについて、下記のとおり整理しましたので、御了知の上、貴管内関係業者等に周知方よろしく御配慮願います。

記

卸売販売業者に対して、実施手順の別紙3「抗原簡易キットを使用した検査実施体制に関する確認書」を提出した事業者については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第138条第15号に規定する販売等の相手方として厚生労働大臣が適当と認めるものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、実施手順が改正された場合には、改正後の実施手順に基づき、適宜読み替えて対応すること。